# 大阪地方最低賃金審議会総会

# 第342回本審議会議事録

1 日 時

令和3年7月6日(火)9時55分~10時25分

2 場 所

大阪合同庁舎第2号館 5階 共用会議室C

3 出席者

(公益代表委員)

飯島委員、立見委員、服部委員、水島委員、村上委員

(労働者代表委員)

狼谷委員、上山委員、北畑委員、黒田委員、清水委員、東本委員

(使用者代表委員)

青木委員、柴田委員、中野委員、平岡委員、古谷委員、丸山委員

(事務局)

木暮労働局長、友住労働基準部長、的場賃金課長、恩田主任賃金指導官、服部賃金指導官、紫合賃金指導官、杦之尾最低賃金係長

### 4 審議事項

- (1) 本年度の審議の進め方について
- (2) 大阪府最低賃金の改定決定について (諮問)
- (3) 特定最低賃金の改正決定等について (諮問)
- (4) その他

### 恩田主任賃金指導官

皆様、おはようございます。

定刻より5分程度早いですが、皆様おそろいのようなので、ただいまより大阪地方最低賃金審議会 第342回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する 遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員5名、労働者を代表する委員6名、使用者を代表する委員6名の計17名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、公益を代表する衣笠委員は、本日、所用のため御欠席となっております。

それでは、会長、議事の進行をお願いいたします。

### 服部会長

皆様、おはようございます。

それでは、議事を進めます。

お手元の会議次第に沿って進めたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事(1)本年度の審議の進め方についてに入ります。

本年6月17日に運営小委員会を開催し、私が委員長となって本年度の審議の進め方等について検討を行いました。

事務局から検討結果の御説明をお願いいたします。

#### 的場賃金課長

それでは、6月17日に開催しました運営小委員会において、特定最低賃金に関する今年度の審議の 進め方など、確認された主立った事項8点について御説明させていただきます。

1点目は、本年度の地域別最低賃金及び特定最低賃金の各専門部会の審議に関する了解事項についてです。地域別最低賃金の専門部会及び特定最低賃金専門部会の審議については、毎年、総会での承認を得た了解事項に基づいて運営を行っていますが、本総会に報告する了解事項(案)につきましては、資料1のとおりとなります。昨年度の了解事項を本年度も踏襲することとなりました。

2点目です。特定最低賃金の基幹的労働者、適用除外業務の範囲の見直しに関する審議につきましては、範囲の見直しにかかわらず、全業種、必要性審議の専門部会で行うこととなりました。

3点目は、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議の方法についてです。昨年度同様、全ての業種において、関係労使の入った専門部会で必要性審議を行っていただくこととなりました。

次に、4点目です。特定最低賃金の必要性審議の専門部会で一致しない状況となった場合に、不一致で結審した旨の報告を受ける総会を専門部会が結審する都度開催するのではなく、一つの総会にまとめ、かつ金額改定の専門部会で一致しない状況となった場合の金額採決を行う総会とも併せて、本年度6回目の第346回総会で予定することとなりました。

次に、5点目です。特定最低賃金の異議審の設定方法ですが、金額審議で全会一致に至った場合と 不一致審を経て答申に至った場合のいずれであっても、異議申出がなされた場合に、その異議審はま とめて本年度7回目の第347回総会で予定することとなりました。

次に、6点目です。特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての審議に当たり、関係労使から 意見聴取する方法についてですが、従来どおり意見書で提出していただくこととなりました。

7点目は、実地視察についてです。本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、 リモート会議形式で、大阪府最低賃金審議会委員を対象に、小売業の事業場の実地視察を行いました ことを報告いたします。

最後に、8点目です。地域別最低賃金の審議における関係労使からの意見聴取については、7月26日に開催される第343回総会で行うこと、意見陳述時間は1人10分以内で、かつ総枠も40分以内とすること、意見を陳述される方の人選は、労働者側は黒田委員、使用者側は平岡委員にお願いすることとなりました。

なお、意見陳述の人数については、現時点で労働者側は3人、使用者側は1名とのことです。 運営小委員会の報告等は以上でございます。御協議をお願いいたします。

### 服部会長

御報告ありがとうございました。

ただいま事務局から運営小委員会の審議結果等について御説明がございました。何か御質問ございませんでしょうか。いかがでしょう。

まず、労働者を代表する委員、何かございましたらおっしゃっていただいたらと存じますが、よろしいですか。

使用者を代表する委員、よろしいですか。

(なし)

#### 服部会長

ありがとうございます。

それでは、御質問がないようですので、改めて運営小委員会の審議結果について御説明があったことについて、私のほうから確認させていただきます。

まず、第1点目でございます。本年度の地域別最低賃金及び特定最低賃金の各専門部会の審議に関しては、昨年度の了解事項を本年度も全て踏襲すること。これ以下の御説明については、お手元にございます資料の1から4を 御参照いただきながら確認いただくとよいかと存じます。了解事項の第1点目については、資料1について示されているとおりでございます。

第2点目です。特定最低賃金の基幹労働者の適用除外業務の範囲の見直しに関する審議について、 範囲の見直しにかかわらず、全業種、必要性審議の専門部会で行うこととしたということでございま す。

続きまして、第3点目です。特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議方法について、昨年度 同様、全ての業種において、関係労使の入った専門部会において必要性審議を行うということです。

続きまして、第4点目です。特定最低賃金の必要性審議の専門部会で一致しない状況となった場合に、不一致審で結審した旨の報告を受けます総会を専門部会が結審する都度開催するのではなく、一つの総会にまとめ、かつ金額改定の専門部会で一致しない状況となった場合の金額採決を行う総会と

も併せまして、本年度第6回目の第346回総会で予定することといたしております。これについては、 資料4あるいは資料2のほうを御参照いただくとよいかと存じます。

第5点目として、特定最低賃金の異議審の設定方法につきまして、金額審議で全会一致に至った場合と不一致審を経て答申に至った場合のいずれであったといたしましても、異議申出が出された場合、その異議審は、まとめて本年度第7回の第347回総会で予定することといたします。

続きまして、第6点目として、特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての審議に当たり、関係労使からの意見聴取は、従来どおり意見書で提出をしていただくということになっております。

続きまして、第7点目でございます。本年度の実地視察につきましては、大阪府最低賃金審議会委員により、6月23日に小売業を対象として実施をいたしました。

そして、最後でございますが、第8点目として、地域別最低賃金の審議における関係労使からの意見聴取について、7月26日に開催される本年度第3回目の第343回総会で行うということ、並びに意見陳述時間について、意見陳述者1人当たり10分以内かつ総枠を40分以内と設定いたします。意見陳述の人数について、現在の時点で、労働者側は3人、使用者側は1人であると承っているということでございます。

以上、8点の報告が事務局から御説明があった次第でございます。

そこで、最後の8点目でございますが、意見陳述者の人数について、再度、ここで確認をさせてい ただきたいと存じます。

労働者側は、前にお申出は3人、それから使用者の代表委員からはお1人ということでございました。これでよろしいでしょうか。

まず、労働者を代表する委員、いかがでしょうか。

#### 黒田委員

労働者側のところでございますけれども、先ほどありましたように、3名ということでございましたけれども、ちょっと1人増やさせていただきまして、4名とさせていただきたいと思っております。ただ、総枠の時間の範囲内でと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

#### 服部会長

ありがとうございました。

ただいま労働者を代表する委員より、意見陳述者が4名になるというお申出でございました。時間 の総枠はお守りになるということで、この点について、いかがでしょうか。

まずは、使用者を代表する委員、いかがでしょうか。

#### 平岡委員

お申出について、了解いたしました。 我々は1名で変わりありません。

#### 服部会長

そうしましたら、労働者を代表する委員の方からの4名のお申出については、差し支えないという

ことでよろしいですか。ありがとうございます。

公益の委員の皆様方、差し支えございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、皆様から御了解を頂戴いたしましたので、今、労働者を代表する委員のお申出で、3名から4名への変更というのを承りました。

それでは、本年度の意見陳述者、労働者を代表する委員からの意見陳述者については4名、使用者を代表する委員からの意見陳述者については1名ということで確認を頂戴いたしました。

それでは、これでよろしいでしょうか。

使用者を代表する委員、よろしいでしょうか。

### ( 異議なし)

### 服部会長

ありがとうございました。

それでは、御了解を頂戴いたしましたので、このように進めてまいりたいと存じます。 続きまして、議事(2)大阪府最低賃金の改正決定について(諮問)に入ります。

この件につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

### 的場課長

令和3年度の大阪府最低賃金の改正決定に係る諮問に際しまして、その経過について、事務局から ご説明申し上げます。

最低賃金については、最低賃金法第1条に規定されている「賃金の低廉な労働者について、賃金の 最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的 向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的と する。」との趣旨に基づき、毎年、大阪府下の全労働者に適用される大阪府最低賃金の改正を諮問し、 真摯な御審議の結果、御答申をいただいているところです。

令和3年度においても、最低賃金法の目的に沿い、改正を諮問させていただきます。

皆様方におかれましては、最低賃金の趣旨、現下の大阪府の最低賃金を取り巻く状況などに御配意 いただきまして、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから大阪府最低賃金の改正決定の諮問を行うこととします。

会長、局長、中央のほうへお願いいたします。

(局長から諮問文を会長に手交する)

#### 的場課長

席にお戻りください。

#### 服部指導官

それでは、諮問文を読み上げます。

大阪地方最低賃金審議会 会長 服部良子殿

大阪労働局長 木暮康二

大阪府最低賃金の改正決定について (諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づく、大阪府最低賃金(昭和56年大阪労働 基準局最低賃金公示第1号)の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6 月18日閣議決定)及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ(同日閣議決定)に配意した、貴 会の調査審議をお願いする。

以上でございます。

### 服部会長

ありがとうございました。

ただいま局長から諮問を受けました。

それでは、今後の事務的な手続について、事務局より御説明お願いいたします。

# 恩田主任賃金指導官

それでは、説明させていただきます。

ただいま局長から諮問申し上げましたので、本日付で、専門部会委員の任命のための推薦を求める 公示及び関係労使の意見聴取の公示をいたします。

専門部会委員の任命のための推薦を求める公示の締切日は7月14日水曜日とさせていただき、大阪府最低賃金に係る関係労使の意見聴取の公示の締切日は7月21日水曜日とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

その後、委員の任命の手続を経まして、専門部会を開催していただくことになります。 以上でございます。

#### 服部会長

ありがとうございました。

ただいまの諮問並びに事務局からの御説明につきまして、御意見並びに御質問がございましたらお願いをいたします。

使用者を代表する委員、よろしいですか。

(なし)

# 服部会長

ありがとうございます。

それでは、続いて、次の議事に入らせていただきます。

議事(3)特定最低賃金の改正決定等について(諮問)に入ります。

事務局から御説明をお願いいたします。

### 恩田主任賃金指導官

お手元にお配りしております7ページの資料4を御覧いただけますでしょうか。

当局で決定しております7件の特定最低賃金全てにつきまして改正を行うよう関係労働組合から申出がございました。申出要件を満たすものとして、7業種全て6月29日付でこれを受理いたしました。したがいまして、7件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無と改正決定の必要性ありとの結論に達した特定最低賃金の改正決定につきまして、併せて諮問することといたします。

それでは、会長、局長、中央へお願いいたします。

(局長から諮問文を会長に手交する)

#### 服部指導官

お手元に行き渡りましたでしょうか。

それでは、諮問文を読み上げます。

大阪地方最低賃金審議会 会長 服部良子殿

大阪労働局長 木暮康二

最低賃金の改正決定等について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)(以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、法第15条第2項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

#### 記

- · 大阪府塗料製造業最低賃金
- 大阪府鉄鋼業最低賃金
- ・大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置, 配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業,舶用機関製造業最低賃金
- ・大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ・大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
- ・大阪府自動車小売業最低賃金 以上でございます。

### 服部会長

ただいま読み上げていただきました。

ただいまの大阪府塗料製造業最低賃金外6件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無と必要性ありとの結論に達した最低賃金の改正決定につきまして、局長から諮問がございました。

なお、特定最低賃金の審議の流れにつきましては、特別小委員会での審議事項となります。本日、 この総会の前に開催をされました第1回特別小委員会で御審議をいただいております。立見委員長か ら御報告をお願いいたします。

### 立見委員長

本日、総会の前に開催しました第1回特別小委員会で審議した結果について報告させていただきます。

先ほど運営小委員会の審議結果を御報告いただきましたが、このうち特定最低賃金の審議に関する 事項に関しましては、特別小委員会にて1点確認しております。

特定最低賃金の審議に係る「改正の必要性にかかる意見書」に関しましては、昨年同様、各専門部会の労使を代表する各委員から提出していただくことになりました。

以上です。

### 服部会長

御報告ありがとうございました。

立見委員長から御報告をいただきました。これにつきまして、御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

### 服部会長

それでは、御質問、御意見がないようでございますので、この形で進めさせていただきます。

今年度、特定最低賃金の審議に係る「改正の必要性にかかる意見書」に関しましては、昨年同様、 各専門部会の労使を代表する各委員から提出していただくことという形で進めたいと存じます。これ につきまして、御了承をいただきましたので、この形で進めてまいります。

それでは、今後の手続について、事務局から説明をお願いいたします。

#### 恩田主任賃金指導官

7業種全てで関係労使委員の入った専門部会を設置して改正決定の必要性の有無を審議していただくことになりましたので、本日付で7件それぞれ専門部会委員任命のための推薦を求める公示をいたします。

推薦公示の締切日は7月14日水曜日とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

その後、委員任命の手続を経まして、専門部会を開催し、審議していただくことになります。専門部会の開催は、8月上旬の地域別最低賃金答申後となる見込みでございます。

また、この専門部会は、改正決定の必要性ありの結論に達した特定最低賃金につきましては、そのまま改正決定の金額審議の専門部会も兼ねることになります。

以上でございます。

#### 服部会長

御説明ありがとうございます。

ただいまの事務局からの御説明につきまして、御質問等ございませんでしょうか。

労働者を代表する委員、よろしいですか。

使用者を代表する委員、よろしいですか。

( な し )

### 服部会長

それでは、ただいまの御説明の日程等のとおりで、この後、進んでまいります。

それでは、議事(4)に入らせていただきます。

その他でございますが、事務局から、ほかに何かございませんでしょうか。

### 恩田主任賃金指導官

まず、私のほうから、本日配付しております資料の25ページ、資料7になりますが、団体からの最低賃金改正等に関する要請等につきまして説明いたします。

資料7につきましては、本年6月29日に日本労働組合総連合会大阪府連合会から「大阪府最低賃金の引き上げを求める要請について」として提出されたものでございます。

要請の内容は5点、その要旨につきましては、1点目が、エッセンシャルワーカーに関しまして、 社会機能を維持するために欠かせない仕事を担っており、コロナ禍において、感染の不安や恐怖と闘いながら働く一方、最低賃金近傍で働く者も少なくないエッセンシャルワーカーに報いるために、最低賃金の引上げを確実に実施すること。

2点目、大阪府最低賃金は、政労使合意の雇用戦略対話及び政府の成長戦略及び働き方改革実行計画に基づき、早急に連合大阪リビングウェイジ、時間額1,000円以上に改正すること。

3点目、中小企業・小規模事業者においても最低賃金の引上げが確実に行われるよう、取引関係の 適正化と支援策の周知徹底を図ること。

4点目、特定最低賃金の新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げを図り、労働条件の向上に資するものとすること。

5点目、大阪地方最低賃金審議会において、意見書の提出者及び関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること。特に、大阪での割合が全国平均よりも高い、いわゆる非正規労働者の生活実態及び意見を尊重することなどの要請が加盟労組169団体分からの要請書の提出と併せてなされております。

以上の要請文と署名原本につきましては、公益委員のお席の後ろに御披露させていただいております

私からの説明は以上でございます。

# 服部会長

ありがとうございます。

ただいま御説明がございましたが、この点について何か御質問等はございませんでしょうか。 よろしいですか。

(なし)

### 服部会長

ないようでございましたら、ほかの公益委員も含めて、よろしいですか。

(なし)

### 服部会長

それでは、特にないようでございますので、今後の日程について事務局から御説明お願いいたします。

### 恩田主任賃金指導官

次回、本年度第343回総会ですが、7月26日月曜日、午後2時から予定しております。

議事といたしましては、1、中央最低賃金審議会の目安答申の伝達、2、関係労働者の意見聴取 (陳述)、3、昨年度大阪府最低賃金の改正決定(答申)ですが、この附帯事項への取組への報告を 予定しております。

以上でございます。

### 服部会長

ありがとうございます。

ただいまの予定につきまして、委員の皆様方におかれましては、どうぞよろしくお願いをいたします。

御説明について、特にどうでしょうか。何か御質問等ございましたら。よろしいですね。

(なし)

### 服部会長

それでは、当面の審議の進め方につきましては、先ほどの御説明のとおりでございます。

それでは、会議の終了に当たって、特に何かございましたら。

労働者を代表する委員、よろしいですか。

使用者を代表する委員。

公益の先生方もよろしいですか。

( な し )

#### 服部会長

ありがとうございました。

それでは、本日の会議の議事録への署名につきましては、私のほか、労働者を代表する委員は黒田 委員に、それから使用者を代表する委員は平岡委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいた します。

事務局から何かございませんか。

(なし)

# 服部会長

特にないようでございますので、本日はこれで閉会といたします。 お疲れさまでした。

( 閉会 10時25分 )